

身体拘束最小化のための指針

1. 身体拘束最小化に対する基本的な考え方

身体拘束は患者様の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

1). 身体拘束の定義

身体拘束とは、衣類または抑制帯を使用して一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を制限する行動をいいます。

2). 病院方針

患者様の人権を尊重し、原則として身体拘束は行いません。

しかし、患者様の生命の安全のため、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合があります。

3) 当院での身体拘束の具体例

- ・抑制帯（体幹抑制 手足の抑制帯 車椅子抑制ベルト）
- ・ベッド柵の固定
- ・介護服（自分で脱ぐことが出来ない病衣 ミトン型手袋）
- ・薬剤（行動を制限する過剰な投与）

4) 安全確保の為の具体例（身体拘束としない）

- ・車椅子からのずり落ち防止に安全ベルトの着用
- ・睡眠中の転落防止にベッド柵の使用
- ・離床センサーグッズの使用（離床センサーマット、センサーポール）

2. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

1) 緊急やむを得ない場合の3要件

身体拘束は行なわない事が原則であるが、患者様の生命または身体を保護するための措置として身体拘束による心身の阻害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の**3要件を全て満たし、緊急やむを得ないと認められた場合にのみ**、本人・家族への説明・同意を得た上で行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について看護記録の整備を行い早期に拘束を解除するよう努めます。

緊急やむを得ない場合の3要件

- ・切迫性：患者（利用者）本人、又は他の患者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する治療・看護方法が無こと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3. 身体拘束最小化のための組織体制

1) 身体拘束最小化チームの設置

天草第一病院は、身体拘束を最小化する事を目的として、身体拘束最小化チームを設置し、病棟会議の中で身体拘束実施患者様の状況について確認し検討、協議します。

- ・病棟会議の委員は、身体拘束の最小化チームも兼ねており、身体拘束最小化を推進します。
- ・身体拘束最小化に係る指針の見直しを行い職員に周知します。
- ・日常的ケアをモニタリングし、患者様の人権を尊重し適切なケアが実施されているか確認します。
- ・全職員を対象に年2回、身体拘束に係る研修会を実施します。

2) チームの構成メンバー及びそのほかの職員の債務と役割

病棟会議長（病院長より名を受けた常勤医師）

責務：病棟会議、身体拘束最小化チームの統括責任者
身体的拘束における諸課題の最高責任者
医療的ケアに関する検討、助言
身体的拘束の実施状況の把握と廃止に向けた働きかけ

看護部長・事務部長・医療安全対策委員長

責務：ケア現場における諸課題の統括責任者

各病棟の看護師長及び看護師長代行者

責務：身体的拘束実施時の看護計画立案や評価、職員への指導、患者・家族に対する説明
身体的拘束の実施状況の把握と廃止に向けた働きかけ

(必要に応じ) 看護師・介護士・その他の関係職員

責務：専門性に基づく適切なケア、身体的拘束実施時のモニタリングと評価等を行います。

4. 身体的拘束最小化のための職員教育に関する基本方針

天草第一病院では、全ての職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重したケアの励行を図るために職員教育を行います。